



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。

子どもの虐待防止の推進に向けた取組について

第78回 市町村職員を対象とするセミナー

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

児童虐待の現状

- 平成19年度の児童虐待対応件数は約40,600件
⇒ 平成11年度の約3.5倍（統計を取り始めて毎年増加）
- 相次ぐ児童虐待による死亡事件
⇒ 平成18年では年間52件の死亡事例が発生（1週間に1件発生）
※ 心中事例を含めると年間100件発生
- 児童福祉施設入所児童数と充足率（在籍児童/定員）の増加
⇒ 児童養護施設 平成9年 26,046人 → 平成19年 30,846人
(80.4%) (90.9%)
- なぜ、増えるのか
 - (1) 家族・地域社会の変容 ⇒ 養育力の低下
 - (2) 「虐待」の認識の広がり ⇒ 虐待通告の増加

いま、何をすべきか

○ 発生予防

- ⇒ 虐待に至る前に防ぐ(気になるレベルで迅速に対応)。育児の孤立化の防止が重要
- ・ 生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
 - ・ 集いの場(地域子育て支援拠点)をつくる

○ 早期発見・早期対応

- ⇒ 後手にまわれば虐待死のおそれ。早期介入は虐待による子どもへの悪影響を回避
- ・ 抱え込まずに早く知らせる(通告)
 - ・ 自治体(児童相談所)が迅速に動く(立入調査・一時保護)

○ 子どもの保護や支援、そして保護者の支援

- ⇒ 親子分離した後の子どものケア、親子再統合に向けた保護者への支援
- ・ 社会的養護体制の拡充
 - ・ 家庭的な養育環境
 - ・ 施設での適切なケア
 - ・ 自立の支援

児童相談所の現状

児童相談所と児童福祉司

○ 児童相談所は僅かながら増加。

[参考] 平成20年4月1日現在の状況

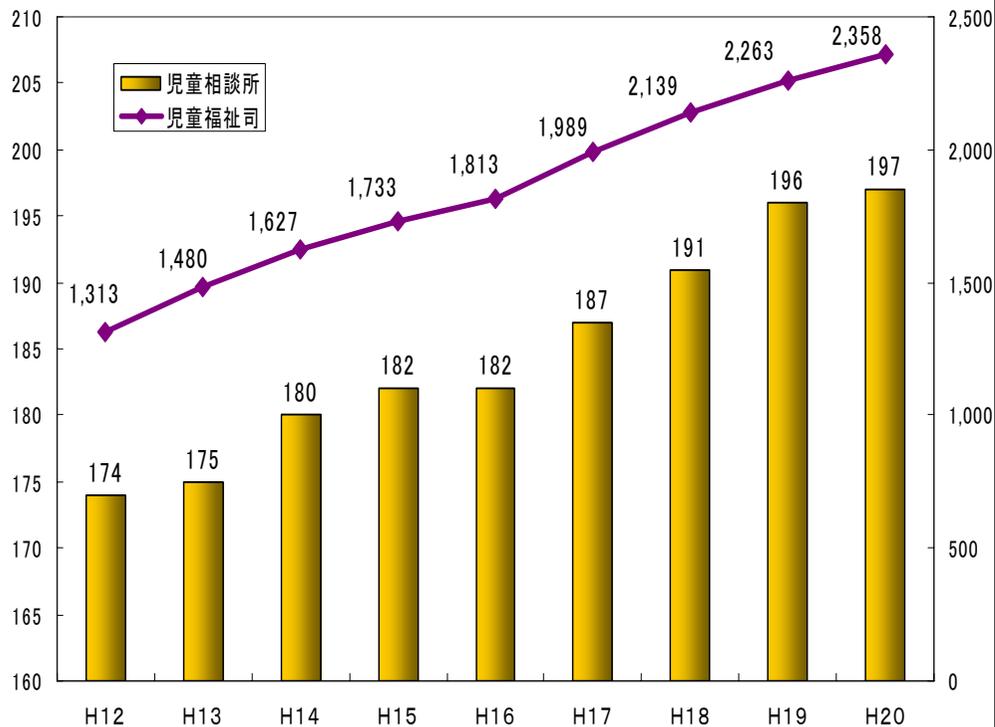
- ・ 児童相談所数 197か所
- ・ 児童相談所設置自治体数 66自治体

○ 児童虐待対応の中心となる児童福祉司数も年々増加。

[参考] 平成20年4月1日現在の状況

- ・ 児童福祉司数 2,358人

児童相談所と児童福祉司数の推移



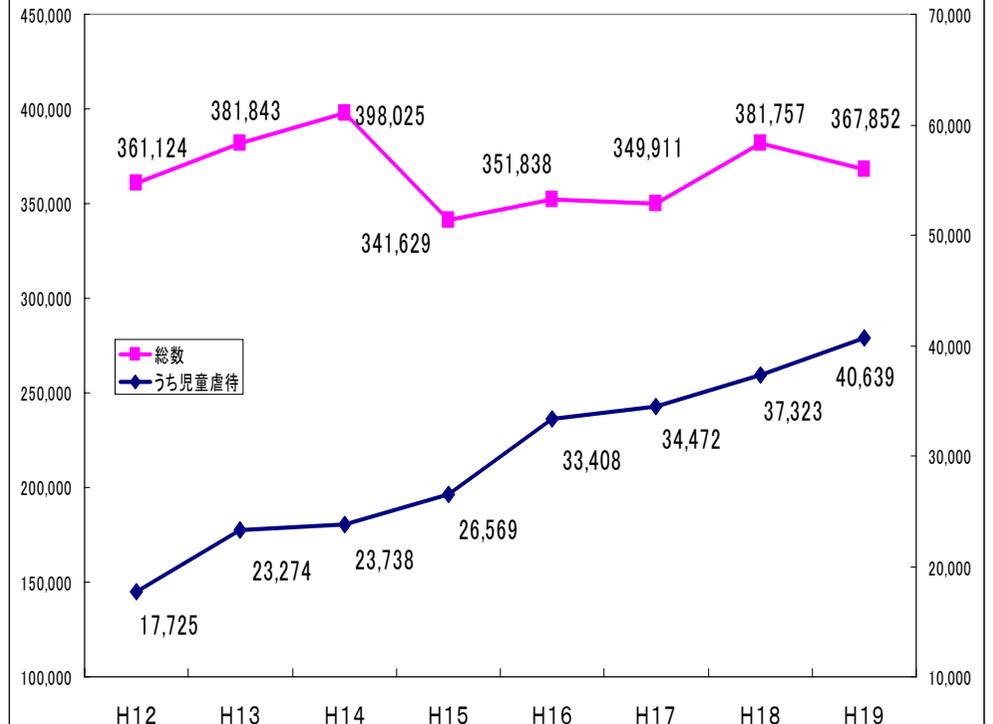
相談対応件数

○ 児童相談所における相談対応件数の総数は年度により増減があるものの、児童虐待相談対応件数は一貫して増加している。

[参考] 平成19年度の状況

- ・ 相談対応件数の総数 367,852件
- ・ 児童虐待対応件数 40,639件

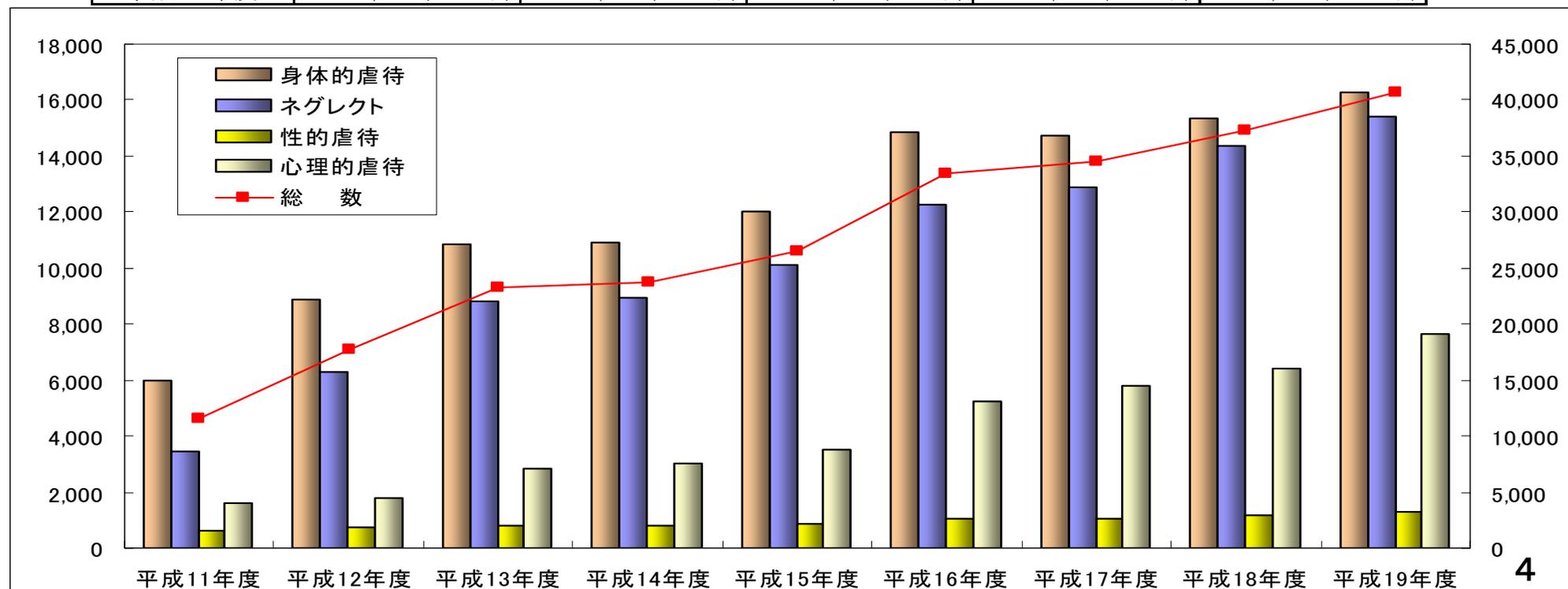
相談対応総件数と児童虐待対応件数の推移



児童虐待の内容別相談対応件数の推移

○ 平成19年度においては、身体的虐待が40.1%で最も多く、次いでネグレクトが38.0%となっている。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成11年度	5,973(51.3%)	3,441(29.6%)	590(5.1%)	1,627(14.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	8,877(50.1%)	6,318(35.6%)	754(4.3%)	1,776(10.0%)	17,725(100.0%)
平成13年度	10,828(46.5%)	8,804(37.8%)	778(3.3%)	2,864(12.3%)	23,274(100.0%)
平成14年度	10,932(46.1%)	8,940(37.7%)	820(3.5%)	3,046(12.8%)	23,738(100.0%)
平成15年度	12,022(45.2%)	10,140(38.2%)	876(3.3%)	3,531(13.3%)	26,569(100.0%)
平成16年度	14,881(44.6%)	12,263(36.7%)	1,048(3.1%)	5,216(15.6%)	33,408(100.0%)
平成17年度	14,712(42.7%)	12,911(37.5%)	1,052(3.1%)	5,797(16.8%)	34,472(100.0%)
平成18年度	15,364(41.2%)	14,365(38.5%)	1,180(3.2%)	6,414(17.2%)	37,323(100.0%)
平成19年度	16,296(40.1%)	15,429(38.0%)	1,293(3.2%)	7,621(18.8%)	40,639(100.0%)

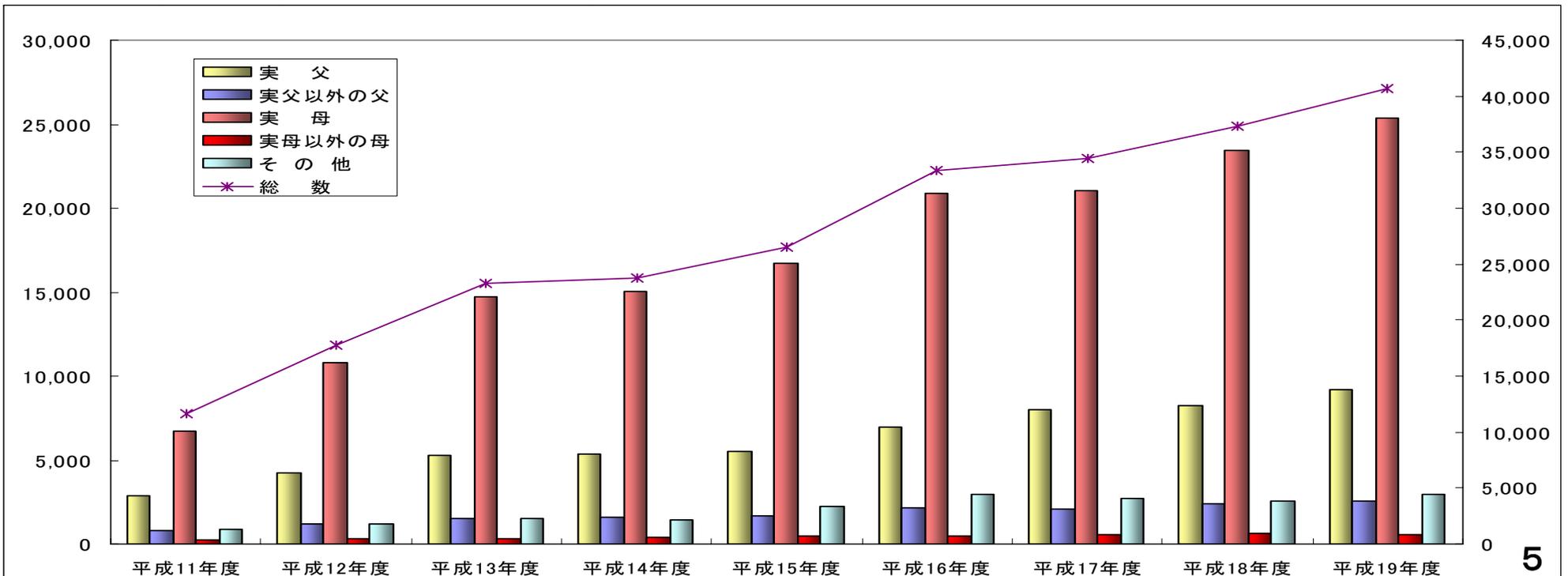


主たる虐待者の推移

○ 実母が62.4%と最も多く、次いで実父が22.6%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)

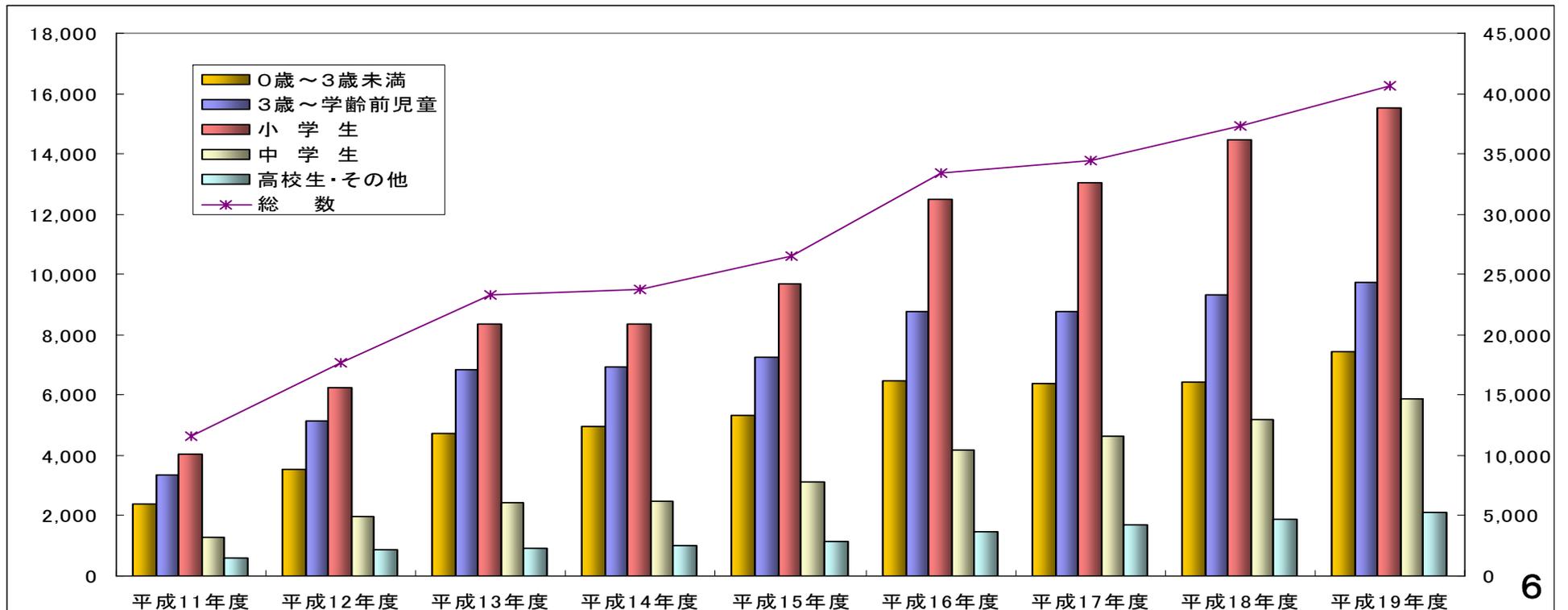
※ その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。



虐待を受けた子どもの年齢構成の推移

○ 小学生が38.1%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.9%、0歳から3歳未満が18.3%である。なお、小学校入学前の子どもの合計は、42.2%となっており、高い割合を占めている。

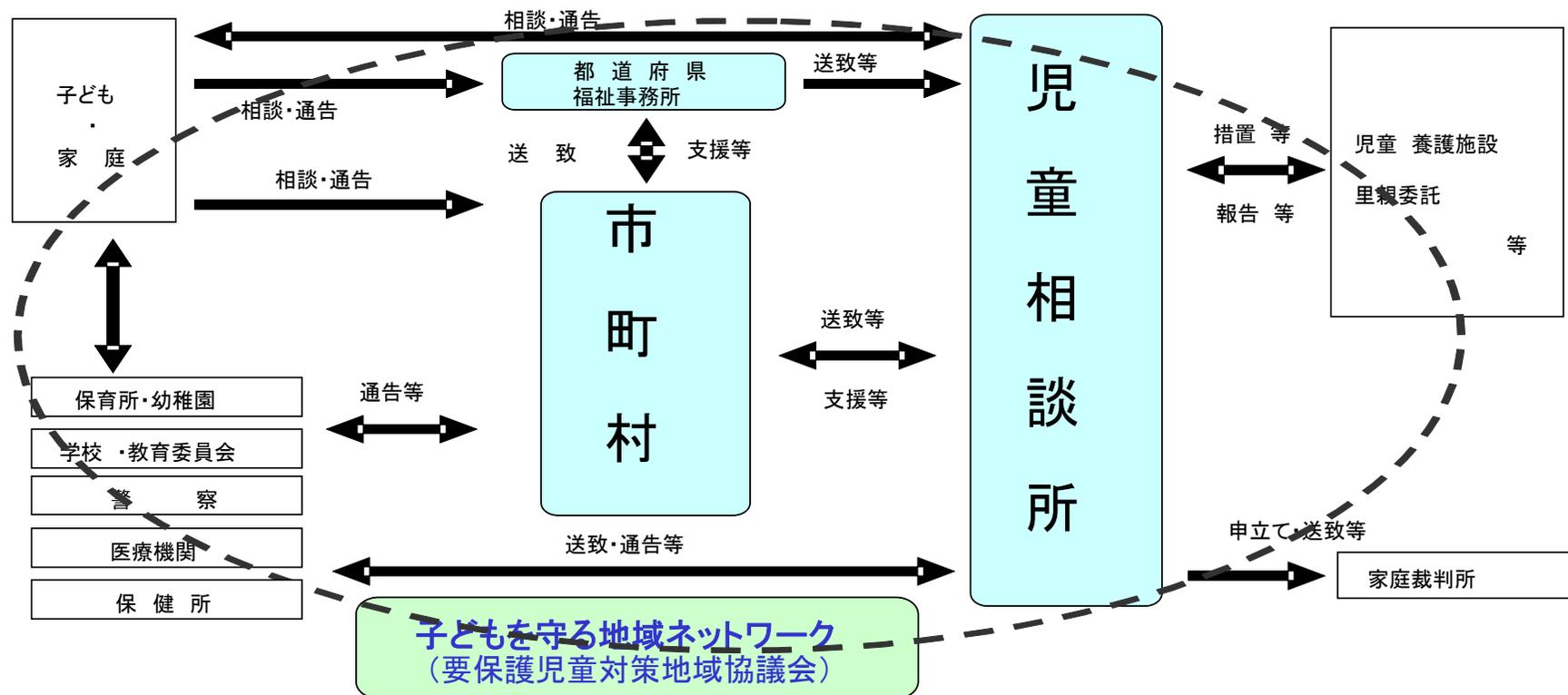
	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)



地域における児童虐待防止のシステム

○従来の児童虐待防止対策は、「児童相談所」のみで対応する仕組みであったが、平成16年の児童虐待防止法等の改正により、「市町村」も虐待通告の通告先となり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなっている。

○現在、各市町村単位で、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置が進められている(平成20年4月1日現在、94.1%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。))。



市町村相談体制の現状

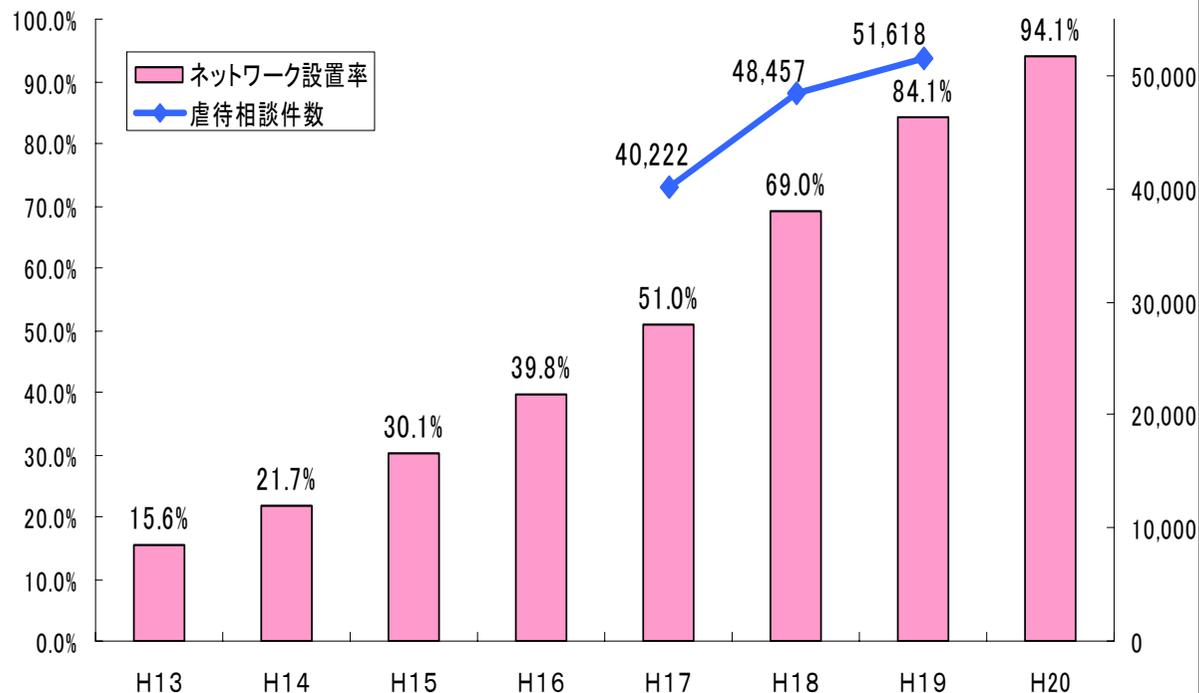
- 平成16年の児童虐待防止法等の改正により、市町村も児童虐待の通告先となった。

[児童虐待防止法第6条第1項]

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置率は、平成20年4月1日現在、全市町村の94.1%にまで進んでいる。

子どもを守る地域ネットワーク設置率と市町村虐待相談対応件数



※ 設置率は年度当初、虐待相談対応件数は年度計

◆子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の概要

[経緯]

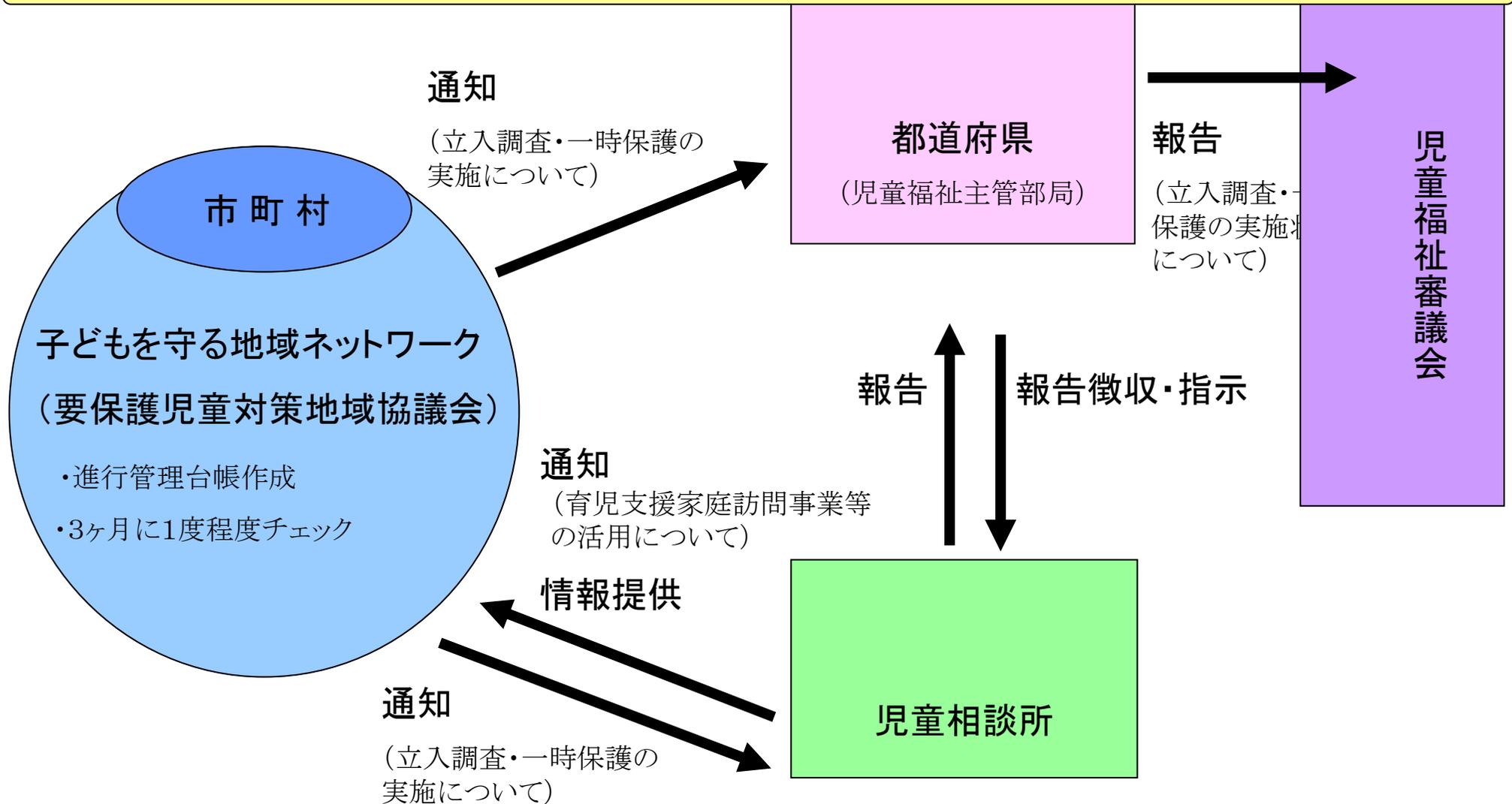
- 平成 9年 児童虐待防止市町村ネットワーク事業として創設
- 平成16年 要保護児童対策地域協議会の法定化(H17.4.1施行)
- 平成17年 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針発出
- 平成19年 地方公共団体による設置の努力義務化(H20.4.1施行)
- 平成20年 協議対象の拡大、調整機関に一定の専門性を持つ者を置くよう努力義務化(H21.4.1施行)

[特徴]

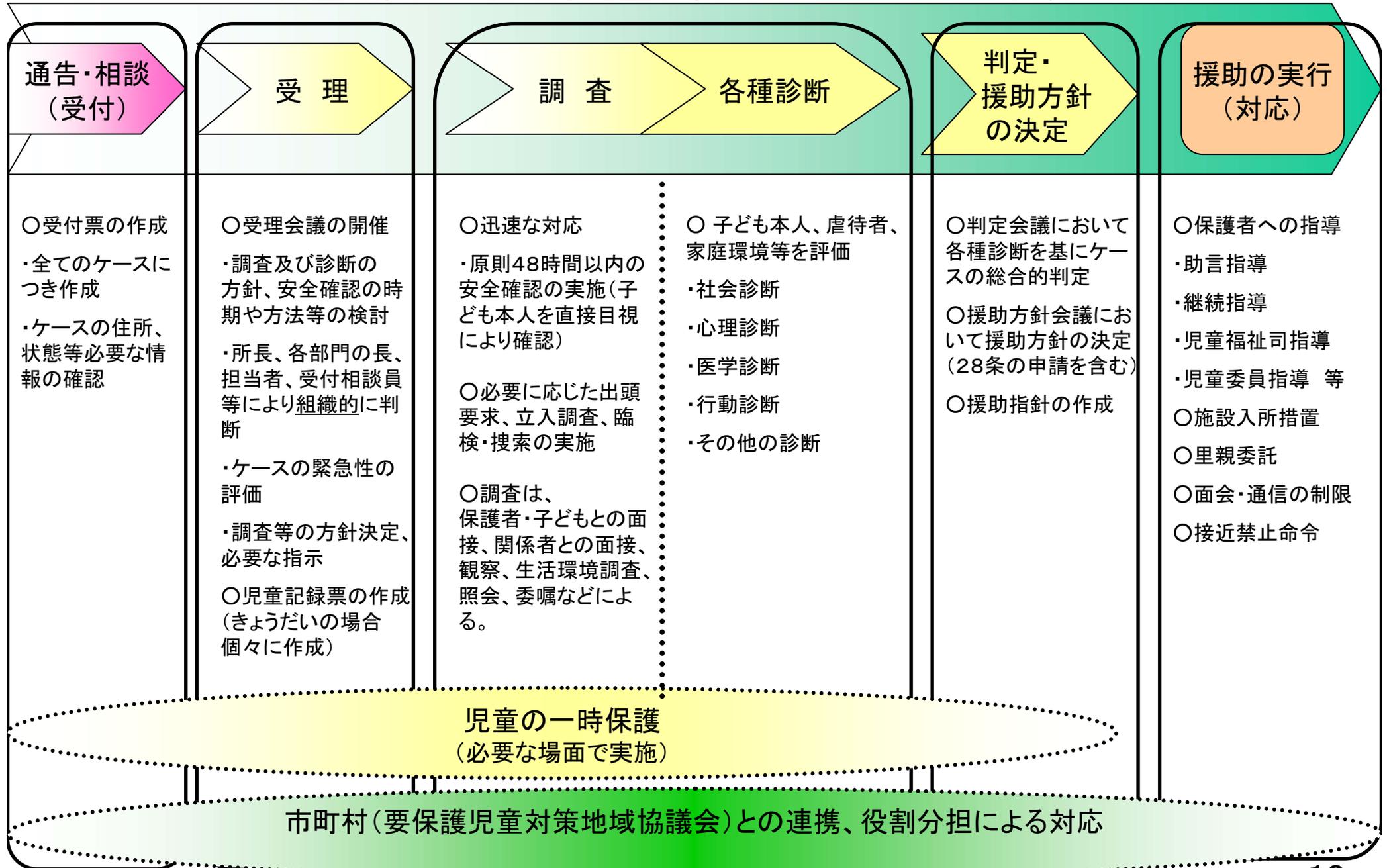
- ・ 構成機関の円滑な情報共有
- ・ 構成機関の守秘義務(罰則つき)
- ・ ケース進行管理等を一元的に行う機関(調整機関)の選定

児童虐待に関する児童相談所と市町村等との連携等について

○児童相談所と市町村等の連携の強化を図るとともに、児童虐待対応に関する都道府県児童福祉主管部局の関与を強化することにより、迅速かつ確実な立入調査・一時保護の実施を確保。



児童相談所における児童虐待ケースへの対応の手順



市町村における児童家庭相談体制の状況(都道府県別)

○ 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)又は虐待防止ネットワークの都道府県別設置状況

設置済み 市町村の割合	都道府県数 (構成比)
100%	26 (55.3%)
80%~99%	17 (36.2%)
60%~79%	4 (8.5%)
40%~59%	0 (0.0%)
20%~39%	0 (0.0%)
0%~19%	0 (0.0%)

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
北海道	148	82.2%	24	13.3%	172	95.6%
青森県	40	100.0%	-	-	40	100.0%
岩手県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
宮城県	25	69.4%	9	25.0%	34	94.4%
秋田県	25	100.0%	-	-	25	100.0%
山形県	35	100.0%	-	-	35	100.0%
福島県	30	50.0%	15	25.0%	45	75.0%
茨城県	40	90.9%	1	2.3%	41	93.2%
栃木県	31	100.0%	-	-	31	100.0%
群馬県	38	100.0%	-	-	38	100.0%
埼玉県	69	98.6%	1	1.4%	70	100.0%
千葉県	36	64.3%	20	35.7%	56	100.0%
東京都	57	91.9%	-	-	57	91.9%
神奈川県	33	100.0%	-	-	33	100.0%
新潟県	26	83.9%	1	3.2%	27	87.1%
富山県	13	86.7%	-	-	13	86.7%
石川県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
福井県	17	100.0%	-	-	17	100.0%
山梨県	26	92.9%	1	3.6%	27	96.4%
長野県	64	79.0%	5	6.2%	69	85.2%
岐阜県	42	100.0%	-	-	42	100.0%
静岡県	26	63.4%	14	34.1%	40	97.6%
愛知県	61	100.0%	-	-	61	100.0%
三重県	26	89.7%	3	10.3%	29	100.0%

	地域協議会		ネットワーク		全体	
	数	%	数	%	数	%
滋賀県	13	50.0%	13	50.0%	26	100.0%
京都府	16	61.5%	7	26.9%	23	88.5%
大阪府	41	95.3%	2	4.7%	43	100.0%
兵庫県	41	100.0%	-	-	41	100.0%
奈良県	21	53.8%	8	20.5%	29	74.4%
和歌山県	24	80.0%	6	20.0%	30	100.0%
鳥取県	19	100.0%	-	-	19	100.0%
島根県	21	100.0%	-	-	21	100.0%
岡山県	25	92.6%	2	7.4%	27	100.0%
広島県	20	87.0%	3	13.0%	23	100.0%
山口県	20	100.0%	-	-	20	100.0%
徳島県	21	87.5%	3	12.5%	24	100.0%
香川県	11	64.7%	3	17.6%	14	82.4%
愛媛県	19	95.0%	1	5.0%	20	100.0%
高知県	23	67.6%	4	11.8%	27	79.4%
福岡県	52	78.8%	10	15.2%	62	93.9%
佐賀県	18	90.0%	-	-	18	90.0%
長崎県	23	100.0%	-	-	23	100.0%
熊本県	45	93.8%	2	4.2%	47	97.9%
大分県	17	94.4%	-	-	17	94.4%
宮崎県	22	73.3%	2	6.7%	24	80.0%
鹿児島県	33	71.7%	6	13.0%	39	84.8%
沖縄県	25	61.0%	7	17.1%	32	78.0%
全 国	1,532	84.6%	173	9.6%	1,705	94.1%
平成19年度	1,193	65.3%	343	18.8%	1,536	84.1%

※ 平成20年4月1日現在

市町村における児童家庭相談体制の状況

	平成19.4	→	平成20.4
児童家庭相談業務 相談窓口に従事する職員数	5,880人	→	6,830人(+950)
要保護児童対策地域協議会 調整機関担当職員数	3,047人	→	4,534人(+1,467)
地域協議会調整機関職員 児童福祉司任用資格 同様の資格を有職員の割合 []内は調整機関担当職員に占める割合	333人 [10.9%]	→	559人(+226) [12.3%]
地域協議会調整機関職員 何らかの専門資格(*1)を 有する職員数 []内は調整機関担当職員に占める割合	1,190人 [39.1%]	→	1,754人(+564) [38.7%]

* 1「何らかの専門資格を有する者」とは保健師・助産師・看護師・教員免許有する者・保育士・社会福祉主事の資格を有する者

子どもを守る地域ネットワークについて(要保護児童対策地域協議会)

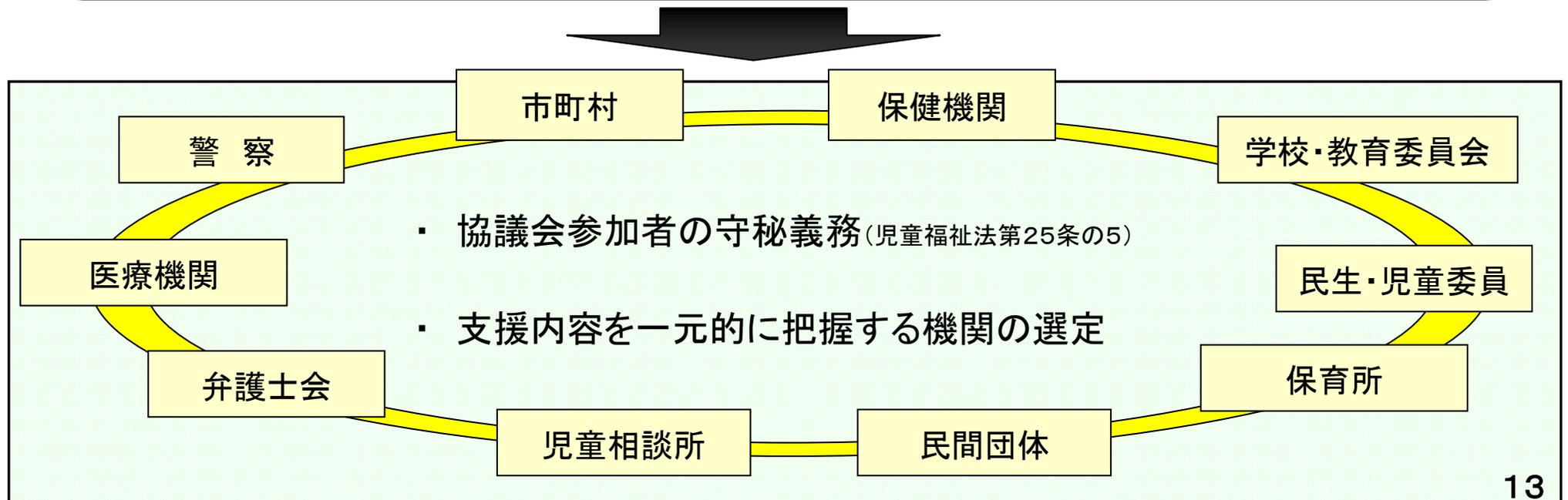
果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



子どもを守る地域ネットワーク

機能していない自治体の場合

保育園・幼稚園の園長さんとのやりとり

Q「園で虐待ケースを経験したことは？」

A まったくない！

Q「風呂に入っていないとか、朝ご飯を食べてこないといったケースは？」

A 結構ある。

Q「そんなケースはどうするの？」

A ご飯を食べさせたり、保護者に注意したり……。でも、これくらいでは児童相談所に相談しても相手にしてもらえないし……。

ネットワークが機能すると……

「気になるケース」は、市町村の協議会の実務者会議などで検討

- ・ 来月の3歳児健診の際に、保健師が声をかけてみようか。
- ・ 未受診ならば、保健師が訪問することにしてはどうか？
- ・ 生活保護のケースワーカーと相談してみようか。

など

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 定期的に(例えば3か月に1度)、全ての虐待ケースについての状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を実施
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のイメージ(平成20年度新規事業)

【次世代育成支援対策交付金】

【現 状】

- 子ども・子育て応援プランに基づき、平成21年度までに「子どもを守る地域ネットワーク」の全市町村への設置を推進中
⇒ 94.1%の市町村で設置(平成20年4月1日現在。虐待防止ネットワークを含む。)
- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進が課題
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、12.3%(平成20年4月・調整機関担当職員の状況)
※ 上記に加え、保健師・助産師・看護師等何らかの専門資格を有する者を含めると51.0%

子どもを守る地域ネットワークの機能強化

基本事業

○専任の調整機関職員に対する専門性の向上を図る取組

- ・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講
- ・児童福祉司と同様の資格を有している場合は、更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講



付加的事業

※基本事業の実施が要件

○地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

- ・アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招き、研修会・講習会などを開催

○地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

- ・地域ネットワークと訪問事業(生後4か月までの全戸訪問事業や育児支援家庭訪問事業等)の連携した取組

○地域住民への周知を図る取組

- ・地域ネットワーク活動や訪問事業活動について、地域住民への周知を図る取組

生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)【実施主体:市区町村】

生後4か月までの全戸訪問

訪問内容

- ・ 子育て支援の情報提供
- ・ 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- ・ 養育環境の把握

家庭訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、
愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子
育て経験者等について、人材発掘・研修を
行い、幅広く登用



ケース対応会議

育児支援家庭訪問
事業

全戸訪問の結果に基づき、必要に応じケース対応会議を行うとともに、要支援家庭に対する訪問指導を行う。

子どもを守る地域ネットワーク
(要保護児童対策地域協議会)

ポピュレーションアプローチ

ハイリスクアプローチ

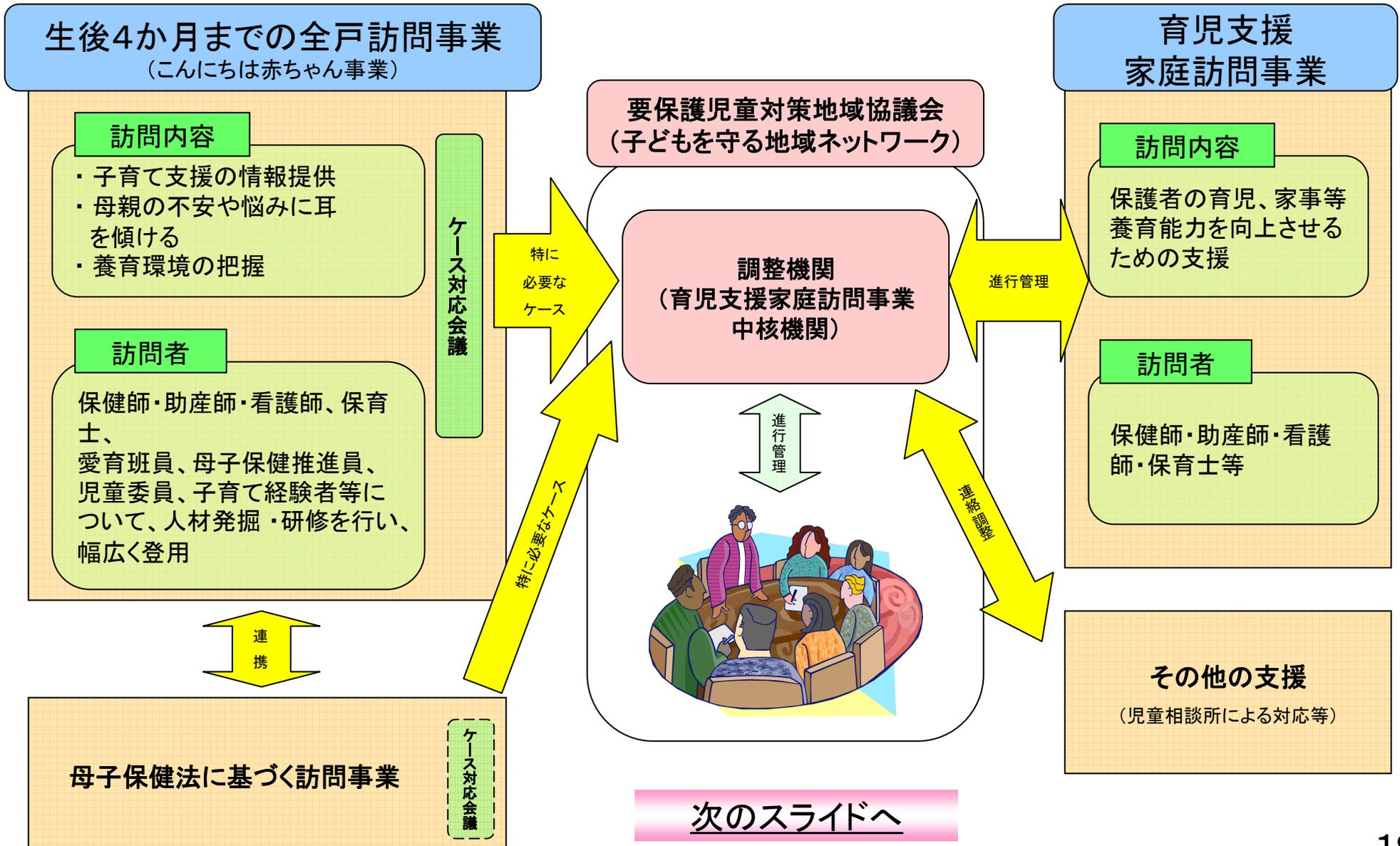
平成20年度「生後4か月までの全戸訪問事業」及び「育児支援家庭訪問事業」都道府県別実施状況

	生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業			生後4か月までの全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)		育児支援家庭訪問事業	
	実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率		実施市区町村数	実施率	実施市区町村数	実施率
北海道	114	63.3%	67	37.2%	滋賀県	21	80.8%	16	61.5%
青森県	22	55.0%	10	25.0%	京都府	16	61.5%	14	53.8%
岩手県	33	94.3%	23	65.7%	大阪府	30	69.8%	32	74.4%
宮城県	35	97.2%	32	88.9%	兵庫県	37	90.2%	24	58.5%
秋田県	17	68.0%	4	16.0%	奈良県	16	41.0%	14	35.9%
山形県	31	88.6%	22	62.9%	和歌山県	12	40.0%	5	16.7%
福島県	30	50.0%	16	26.7%	鳥取県	14	73.7%	3	15.8%
茨城県	30	68.2%	21	47.7%	島根県	17	81.0%	12	57.1%
栃木県	25	80.6%	17	54.8%	岡山県	22	81.5%	18	66.7%
群馬県	28	73.7%	16	42.1%	広島県	19	82.6%	11	47.8%
埼玉県	43	61.4%	29	41.4%	山口県	17	85.0%	11	55.0%
千葉県	36	64.3%	17	30.4%	徳島県	16	66.7%	9	37.5%
東京都	40	64.5%	45	72.6%	香川県	13	76.5%	7	41.2%
神奈川県	16	48.5%	13	39.4%	愛媛県	12	60.0%	6	30.0%
新潟県	25	80.6%	13	41.9%	高知県	19	55.9%	11	32.4%
富山県	12	80.0%	6	40.0%	福岡県	34	51.5%	30	45.5%
石川県	19	100.0%	19	100.0%	佐賀県	19	95.0%	9	45.0%
福井県	17	100.0%	5	29.4%	長崎県	20	87.0%	14	60.9%
山梨県	21	75.0%	16	57.1%	熊本県	32	66.7%	14	29.2%
長野県	56	69.1%	28	34.6%	大分県	13	72.2%	10	55.6%
岐阜県	31	73.8%	16	38.1%	宮崎県	14	46.7%	6	20.0%
静岡県	31	75.6%	15	36.6%	鹿児島県	23	50.0%	10	21.7%
愛知県	38	65.5%	35	60.3%	沖縄県	38	92.7%	16	39.0%
三重県	20	69.0%	13	44.8%	全国計/平均	1,244	71.8%	800	45.4%
					平成19年度	1,063	58.2%	784	42.9%

※ 各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

※ 平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース

地域ネットワークと訪問事業との連携強化(イメージ)



児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

平成20年11月26日成立

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)

(1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)

○ 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出・指導監督等にかからしめることとする。

- ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
- ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
- ③ 地域子育て支援拠点事業
- ④ 一時預かり事業

○ また、市町村は、これら①～④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。

※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。

(2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)

○ 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。

○ 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。

○ 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

- 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

- 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

- 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

- 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正①（地域における取組の促進）

(1) 国による参酌標準の提示（公布から起算して6月以内に施行）

- 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。

(2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画（公布から起算して6月以内に施行）

- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。

(3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し（平成22年4月施行）

- 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。

4 次世代育成支援対策推進法の一部改正②（一般事業主による取組の促進）

(1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大（平成23年4月施行）

- 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。

(2) 一般事業主行動計画の公表・周知（平成21年4月施行）

- 行動計画の策定・届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。

5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③（特定事業主による取組の促進）

- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務づけるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」「養育支援訪問事業ガイドライン」 について

ガイドライン策定の理由

- ・ 今般、「生後4か月までの全戸訪問事業」は「乳児家庭全戸訪問事業」、「育児支援家庭訪問事業」は「養育支援訪問事業」として、改正された児童福祉法に位置づけられるとともに、市町村はその事業の実施に努めることとされた。
- ・ 両事業については、全市町村での普及と効果的な実施が求められている。
事業実施率（平成20年度次世代育成支援対策交付金内示ベース）
○生後4か月までの全戸訪問事業 71.8% ○育児支援家庭訪問事業 45.4%
- ・ 市町村が事業に取り組むに当たって参考となるような、自治体取組の好事例等を踏まえた、望ましい事業の実施方法等を全国の市町村に示すことにより、事業の普及と効果的な実施が期待されると考えられるため。

ガイドラインの位置づけ

- ・ 本ガイドラインは、市町村において少なくとも当面取り組むべき内容を定め、事業のあり方を明確化したものであり、地域の実情に応じてガイドラインの内容を超えて一層の取組が行われることが期待される。

そ の 他

- ・ 本ガイドライン策定に当たっては、計4回の有識者・実務者会議における議論及びガイドライン素案の段階で行った市町村への意見照会回答を踏まえて検討を行い、案を作成した。意見公募（2月16日まで）の結果を踏まえ、改正法施行に合わせて通知発出する予定（3月初旬）。

乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン案の主な内容

●事業目的

○乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図る

●対象者と訪問時期

○原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭

●訪問者

○保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く登用

●実施内容 *市町村の判断により訪問者の専門性に配慮したものとする

- ① 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談
- ② 子育て支援に関する情報提供
- ③ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握
- ④ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

●支援の必要性についての判断等

○訪問結果に基づき事業担当者・母子保健担当者・児童福祉担当者等が支援の必要性を判断
○支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業や母子保健事業等具体的な支援について検討し必要な支援につなげる

●その他 次の点についても規定

- 研修プログラム例
- 個人情報保護と守秘義務
- 第二種社会福祉事業の届出等
- 母子保健法に基づく訪問指導との関係
- 委託の場合の留意事項

養育支援訪問事業ガイドライン案の主な内容

●事業目的

○養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する

●対象者

○乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等により把握され、養育支援が特に必要であって本事業による支援が必要と認められる家庭

●中核機関

○中核機関を設け、支援計画策定・進行管理や当該事業の対象者に対する他の支援との連絡調整を実施

●訪問支援者

○専門的相談支援は保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等、
育児・家事援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等 が役割分担し支援

●支援内容

○乳児家庭等に対する短期集中支援型

0歳児の保護者等で積極的支援が必要な育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者に対して短期・集中的な支援を複数の観点から行う

○不適切な養育状態にある家庭等に対する中期支援型

不適切な養育状態や施設の退所等により、定期的な支援や見守りが必要な市町村や児童相談所による在宅支援家庭などに対して中期的な支援を念頭に、関係機関と連携して適切な児童の養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指し指導・助言等支援を行う

●その他 次の点についても規定

○訪問支援者の研修プログラム例

○個人情報の保護及び守秘義務

○委託の場合の留意事項

○第二種社会福祉事業の届出等

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待防止法の制定(H12. 11. 20施行)

- ・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)
- ・住民の通告義務
- ・立入調査等における警察官の援助等

平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H16. 10以降順次施行)

- ・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待を放置すること等も対象)
- ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ・市町村の役割の明確化(相談対応の明確化し虐待通告先に追加)
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化
- ・司法関与の強化(強制入所措置、保護者指導)

平成17年

市町村児童家庭相談援助指針の策定(H17. 4)等

- ・市町村児童家庭相談援助指針・要保護児童対策地域協議会設置・運営指針の策定等

平成19年

児童相談所運営指針等の見直し(H19. 1)

- ・安全確認に関する基本ルールの設定(48時間以内が望ましい)
- ・虐待通告の受付の基本を徹底
- ・きょうだい事例への対応を明確化
- ・すべての在宅の虐待事例に関する定期的なフォロー
- ・関係機関相互における情報共有の徹底(要保護児童対策地域協議会の運営強化)

平成20年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(H19. 6公布、H20. 4施行)

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等

児童虐待防止対策の現状(1)

年 度	児童相談所数 (か所)	児童福祉司数 (人)	子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域議会)等設置割合 (%)	児童相談所相談対応件数(件)	
				総数	うち児童虐待相談対応件数
平成12年度	174 (1.00)	1,313 (1.00)	-	361,124(1.00)	17,725 (1.00)
平成13年度	175 (1.01)	1,480 (1.13)	15.6% (1.00)	381,843(1.06)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 (1.03)	1,627 (1.24)	21.7% (1.39)	398,025(1.10)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 (1.05)	1,733 (1.32)	30.1% (1.93)	341,629(0.95)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 (1.05)	1,813 (1.38)	39.8% (2.55)	351,838(0.97)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 (1.07)	1,989 (1.51)	51.0% (3.27)	349,911(0.97)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 (1.10)	2,139 (1.63)	69.0% (4.42)	381,757(1.06)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 (1.13)	2,263 (1.72)	84.1% (5.39)	367,852(1.02)	40,639 (2.29)
平成20年度	197 (1.13)	2,358 (1.80)	94.1% (6.03)	-	-

* ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

* 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在

児童虐待防止対策の現状(2)

年 度	立ち入り件数 (件)	一時保護件数 (委託も含む) (件)	強制入所措置のための家庭裁判所 への申立・承認件数		児童養護施設 *2	児童養護施設における 新規入所児童のうち、 虐待を受けたことのある 児童の割合 (%)
			請求件数 (件)	承認件数 (件)	入所定員(入所率) (人)	
平成12年度	96 (1.00)	6,168 (1.00)	127	87	33,803 (85.5%)	49.6%
平成13年度	194 (2.02)	7,652 (1.24)	134	99	33,660 (88.0%)	53.4%
平成14年度	184 (1.92)	8,369 (1.36)	117	87	33,651 (89.3%)	52.2%
平成15年度	249 (2.59)	7,857 (1.27)	140	105	33,474 (89.7%)	53.7%
平成16年度	287 (2.99)	8,427 (1.37)	186	147	33,485 (91.4%)	62.1%
平成17年度	243 (2.53)	9,043 (1.47)	176	147	33,676 (91.5%)	-
平成18年度	238 (2.48)	10,221 (1.66)	185	163	33,561 (91.7%)	-
平成19年度	199 (2.07)	10,562 (1.71)	235	182	33,917 (90.9%)	-

* 1) ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)

* 2) 児童養護施設の入所定員・入所率は10月1日現在。

児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法の概要

- 平成16年改正法附則に基づき、超党派で改正案が取りまとめられ、平成19年4月国会に提出。同年5月、可決・成立(平成19年6月公布、平成20年4月施行)。

1 児童の安全確認等のための立入調査等の強化

- 児童相談所等の安全確認措置の義務化
- 解錠等を伴う立入調査を可能とする新制度の創設
- 立入調査を拒否した者に対する罰金額の引上げ(30万円→50万円以下)

2 保護者に対する面会・通信等の制限の強化

- 児童相談所長等による保護者に対する面会・通信制限の対象の拡大
 - ※ 裁判所の承認を得た上での強制的な施設入所措置以外に、一時保護及び保護者の同意による施設入所の間も制限可能に
- 都道府県知事による保護者に対する接近禁止命令制度の創設(命令違反には罰則)
 - ※ 裁判所の承認を得て強制的な施設入所措置を行った場合で特に必要があるとき、都道府県知事は、保護者に対し、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止命令をできる制度を創設。

3 保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化

- ※ 保護者が指導に従わない場合、一時保護、施設入所措置等の措置を講ずることを明確化

4 その他

- 国及び地方公共団体による重大な児童虐待事例の分析責務の規定
- 地方公共団体による子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)設置の努力義務化など

平成21年度児童虐待防止対策関係予算案の主な内容

発生予防対策の推進

【孤立化防止】

- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の推進
- ・養育支援訪問事業の推進
- ・地域子育て支援拠点事業の推進

【虐待防止に向けた機運の醸成】

- ・オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

早期発見・早期対応 体制の充実

【子どもを守る地域ネットワークの機能強化】

- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の推進

【児童相談所の機能強化】

- ・評価・検証委員会設置促進事業 [新規]
- ・一時保護所における心理職員の充実、教員等の配置の促進

【一時保護施設の充実】

- ・一時保護施設の環境改善

【子どもの心の問題等への対応】

- ・子どもの心の診療拠点病院の整備

自立に向けた 保護・支援対策の充実

(社会的養護体制の拡充)

【家族再統合に向けた取組の強化】

- ・保護者指導支援事業 [新規]

【家庭的養護の推進】

- ・ファミリーホームの推進、里親支援体制の充実
- ・小規模グループケアの推進

【入所している子どもへの支援の充実】

- ・乳児院における被虐待児個別対応職員の配置

第1次報告から第4次報告までの子ども虐待による 死亡事例等の検証結果総括報告の概要

H20.6.17

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

はじめに

痛ましい虐待による死亡事例が続いており、本委員会のこれまでの提言が十分に活用されていないことから、総括的分析を行うとともに今後の課題等を取りまとめた。

対 象

○ 第1次報告から第4次報告までの対象事例(※)247例(295人)。

※ 厚生労働省が都道府県(指定都市等含む)に対する調査により把握した平成15年7月1日から平成18年12月31日までの間に生じた児童虐待による死亡事例

分析方法

○ 247例について、「心中以外」の事例175例(192人)、「心中」(未遂を含む)の事例72例(103人)に分けて分析。

○ 上記のうちの15例及び死亡には至らなかったが重大事例である1例についてこれまで行われたヒアリング・個別検証の結果も改めて取りまとめ、これらを通して得られた特に強調すべき点についても取りまとめた。

事例の総括的分析

調査票による結果 – 「心中以外」の事例–

- 死亡した子どもは0歳児が約4割であり、低年齢に集中。
- 「望まない妊娠」、「母子健康手帳未発行」、「妊婦健診未受診」、「乳幼児健診未受診」に該当する者の割合が比較的高い傾向にあり、妊娠期・育児期に何らかの問題。
- 地域社会との接触が「ほとんどない」、「乏しい」の合計が約7割で推移しており、地域社会との接触に乏しい。
- 実母の「養育能力の低さ」、「育児不安」、「うつ状態」に該当する割合が高く(第3・4次報告では、「養育能力の低さ」約20～40%、「育児不安」約25%、「うつ状態」約15%)、実母に心理的・精神的問題等を抱える場合が多い。
- 児童相談所の関与事例は全体的には減少傾向(第1次報告:5割、第2次報告:約3割、第3次報告・第4次報告:約2割)。一方、関係機関と接点はあったが家庭への支援の必要はないと判断していた事例は増加傾向(第1次報告:約25%、第2次報告:約27%、第3次報告:約45%、第4次報告:約46%)。
- 地方自治体による検証が行われた事例は半数以下(第2次・第3次報告:約5割、第4次報告:約4割)。

調査票による結果 – 「心中」の事例–

- 「心中」の事例は、保護者の死亡等により各事例の背景等の把握が困難であり、十分な分析はできなかったが、下記の傾向がある。
 - ・死亡した子どもの年齢は、「心中以外」の事例に比較してばらつきが大きい。
 - ・1事例で複数の子どもが犠牲になることが多い。

個別ヒアリング調査で把握された問題点・課題

1. 安全確認の徹底

- 保護者の近親者等の情報のみに基づくなど、直接目視による子どもの安全確認等が徹底されていない。

2. 適切なアセスメント

- 子どもの顔面・頭部の怪我等明らかにハイリスク要因であるものを認識できていない、家族全体の状況を把握した上でのアセスメントができていないなど、リスク要因の的確な把握、判断やこれに基づくアセスメント、援助方針の策定・見直しが不十分。

3. 関係機関の連携・情報共有

- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)が一度も開催されていないなど、関係機関等の連携・情報共有や関係機関等の役割の調整、事例の進行管理の徹底が不十分。

4. 児童相談所における体制の強化

- 特定の担当者に判断が任されているなど、一つの事例に関わる関係者が常に情報共有する体制、事例の進行管理を徹底する体制や、専門的助言を得るためのスーパービジョン体制が整備されていない。

5. 介入的アプローチ

- 受容的なアプローチに終始するなど、保護者等との関係を重視しすぎる等により、子どもの安全確認や保護のために必要な積極的介入が行われていない。

6. 一時保護・施設入所措置解除時のアセスメント及び退所後の支援

- 一時保護や施設入所措置の解除を行うに際し、それが適切かどうかのアセスメントが徹底されていない。また、家庭復帰後の支援が重要であるにもかかわらず、その必要性が徹底されていない。

第1次から第4次報告までの提言を踏まえた国の対応状況

- これまで第1次報告から第4次報告までの提言を踏まえ、児童虐待防止法・児童福祉法の一部改正や児童相談所運営指針等の改正といった国の対応が行われてきている。

今 後 の 課 題

これまで繰り返し同様の課題を指摘してきたが、最近においても指摘した課題等を要因に死亡事例が生じている。このため、特に重要な事項について改めて課題を指摘し、対応策の提言を行う。

1. 妊娠期からの虐待予防の重要性の再認識

- 妊娠や育児で母親が問題を抱えている場合等が多く、医療機関と市町村の保健部門との情報共有等や、市町村内における保健部門と児童福祉部門との密接な連携を図り、必要な支援が行われる体制を整備すべきである。

2. 安全確認の重要性の再認識

- 安全確認の対応によっては重大な結果が生じる可能性があり、下記を徹底すべき。
 - ・児童相談所職員等の直接目視により行うことを基本とする。
 - ・安全確認が行えない場合は、立入調査を検討するなど、速やかな対応を行うことが必要。
 - ・虐待に該当するか否かにこだわるのではなく、不適切な監護が認められれば、積極的に介入的アプローチを行う。
- 虐待通告があった場合にとどまらず、援助過程であっても家族に会えなくなった等の危機的状況が生じた場合、速やかに行うべきである。

3. リスクアセスメントの重要性の再認識

- リスクアセスメントの対応によっては重大な結果が生じる可能性があり、下記を徹底すべき。
 - ・常に虐待死が起こる事態を想定して行う。
 - ・必ず虐待者本人と面接をすることを含め家族全体のアセスメントを行う。
 - ・職員個人の判断だけではなく、組織的に行う必要がある。
- 虐待のリスク要因が認められる場合は、速やかに子どもの安全確認を行い、アセスメントを行うべきである。（「当委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因」参照）
- 援助方針は、保護者の状況等に応じて適切に見直しを行うことが必要である。

4. 関係機関との連携のあり方の再確認

- 事例対応においては、役割分担を明確にするべきであり、特に主として関わる関係機関や進行管理に関する役割を決める必要がある。
- 関係機関は、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、他の関係機関と情報共有を図り連携した対応を検討することを徹底すべきである。
- 関係機関は、すべての機関が、要支援家庭には虐待が起こる可能性が高いことを認識して支援していく必要がある。
- 医療機関から保健及び福祉機関への情報提供を定型化し、情報提供を受けた機関は支援チームを構築し、アセスメントを経て適切な支援を展開する必要がある。

5. きょうだいへの対応についての再確認

- 虐待を受けた子どものきょうだいについて、虐待の対象となる可能性があることを認識し、まずは安全確認を行うことが必要である。
- きょうだい虐待の対象となる可能性があること等を認識し、児童記録票の作成を作成し、定期的な安全確認とアセスメントを行う必要がある。

6. 人材の育成および組織体制の重要性の再確認

- 市町村等の関係機関が適切に事例を児童相談所につなげるよう、虐待に対する知識や基礎的スキルの獲得等に向けた関係者の資質の向上への支援策を図るべきである。
- 児童相談所は、虐待対応の中核機関としての自覚を持ち、研修体制の充実など一人ひとりの職員の技能の向上を図るとともに、組織としての対応システムの強化を図る必要がある。

7. 地方公共団体における検証に関する課題の再確認

- 形式的なものにとらわれず、有効な検証を実施することが望まれており、一般論にとどまることなく、地域の人的な資源の状況など地域特性を踏まえた検証を行うことが求められる。

おわりに

虐待による悲惨な死亡事例など重大事例の再発防止に向けて、本委員会としても引き続き必要な分析・提言を行っていく。

当委員会で指摘した虐待による死亡が生じ得るリスク要因

保護者の側面

- 保護者等に精神疾患がある、あるいは強い抑うつ状態である
- 妊娠の届出がされていない
- 母子健康手帳が未発行である
- 特別の事情がないにもかかわらず中絶を希望している
- 医師、助産師が立ち会わないで自宅等で出産をした
- 妊婦健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 妊産婦等との連絡が取れない
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 乳幼児にかかる健診が未受診である
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 子どもを保護してほしい等、保護者等が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者等が虐待を否定
- 過去に心中の未遂がある
- 訪問等をして子どもに会わせてもらえない

子どもの側面

- 子どもの顔等に外傷が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 保護施設への入退所を繰り返している

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子がおかしいと情報提供がある
- きょうだいに虐待があった
- 転居を繰り返している

援助過程の側面

- 単独の機関や担当者のみで対応している
- 要保護児童対策地域協議会等が一度も開催されていない
- 関係機関の役割、進行管理する機関が明確に決まっていない

虐待防止に関する啓発

- ・児童虐待防止月間（11月）において集中的な啓発活動を行うほか、民間団体（NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク）によるオレンジリボンキャンペーン等を実施
- ・合わせて平成21年11月に「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を新潟県妙高市で開催予定

オレンジリボン憲章

- ① 私たちは、子どものいのちと心を守ります
- ② 私たちは、家族の子育てを支援します
- ③ 私たちは、里親と施設の子育てを支援します
- ④ 私たちは、地域の連帯を拡げます

子ども虐待防止のオレンジリボン



☆ あなたにできること・・・

- まずは身近な自分の子育てを振り返ってみてほしい
- もし、子育てに悩んでいる人がいたら、ひとりで抱え込まずに相談してほしい
- もし、虐待で苦しんでいる子どもたちがいたら、がまんしないで打ち明けてほしい
- 自分の周囲で虐待が疑われる事実を知ったときは、躊躇なく通報してほしい
- 虐待を受けた子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わってほしい（寄付でも、ボランティアでも）
- もし、可能なら、虐待を受けた子どもたちのための親代わり（里親）になってみてほしい